

## 令和4年度事業推進概要

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

最近の暴力団情勢は、警察による取締りの強化や社会全体における暴力団排除気運の高まり等から、構成員数は年々減少しているものの、未だ暴力団の対立抗争が継続し、依然として府民生活に大きな脅威となっています。

さらに、暴力団組織は、組織や活動実態を不透明化させ、一般市民の日常生活や経済取引に巧妙な手口で介入するとともに、覚醒剤等の違法薬物の密売、恐喝等の伝統的な方法に加え、特殊詐欺や公的給付金制度を悪用した詐欺等、社会情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っています。

地元の指定暴力団七代目会津小鉄会につきましては、昨年10月に旧本部事務所が解体され、分裂状態であった組織も統合されたとの情報があり、表面的には平穏に推移している状況が窺えますが、対立抗争が継続している「両山口組」の動向次第では、組織内の対立が再び表面化することが懸念され、府内の暴力団情勢は、予断を許さない状況にあると認識しています。

(公財)京都府暴力追放運動推進センターは、平成3年3月の設立以来、暴力のない安全で安心できる明るいまちづくりの実現を目指し、府民、行政、警察と一体になった活動を展開し、暴力団排除の推進に取り組んでまいりました。しかしながら、一昨年から感染拡大が続く新型コロナウイルスの影響を受け、当センターの活動も制限を余儀なくされ、府民の皆様にも多大な迷惑をお掛けしているところです。

令和4年度は、適切な感染防止対策を講じながら、暴力団の排除に向けた広報啓発活動、相談業務及び支援活動等を積極的に推進し、府民の皆様から信頼される暴力追放運動推進センターとして、事業活動を進めてまいります。

第1号議案

令和4年度「事業計画（案）及び収支予算（案）」の承認について

【事業計画（案）】

事業名	実施項目	事業内容
1 広報啓発活動	(1) 効果的な広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報旗、電照広告、広報啓発資料等を活用し、暴力排除気運の高揚を図るとともに、暴力団追放三不運動や不当要求対応マニュアルの浸透を図る。</li> <li>○ 広報啓発内容の検証を行い、既存の広報活動に新たな工夫を加えた効果的かつ戦略的な広報を展開する。</li> </ul>
	(2) 府民大会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察本部とセンター共催の「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」を開催し、暴力追放功労者及び団体の表彰を行い、官民連携による安全で安心なまちづくりの実現に向けた広報を行う。 令和4年度は、11月15日（火）、ロームシアター京都サウスホールで開催予定である。</li> </ul>
	(3) 地域大会、総会等への積極的参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域・職域団体等の開催する暴力団追放大会及び各団体が行う総会等へ積極的に参加し、暴力団排除組職の活性化を図る。</li> </ul>
2 組織支援活動	(1) 地域・職域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域・職域暴力団追放団体及び臨時暴力排除協議会と連携し、その組織活動を積極的に支援して暴力団排除活動の推進を図る。</li> <li>○ 地域が主催する暴力団追放大会等に</li> </ul>

		際し、各種資料やグッズ等の配布を行い、暴力団排除気運の醸成を図る。
	(2) 企業、行政に対する支援	○ 不当要求防止責任者講習等の機会を活用して、企業や行政に不当要求対応要領等を積極的に情報発信し、暴力団排除の周知徹底を図る。
	(3) 大相撲京都場所における支援	○ (公財)日本相撲協会が開催している「大相撲京都場所」は、コロナ禍の影響で2年連続で中止となったが、令和4年度の開催が決定すれば、反社会勢力との関係遮断を目的とした暴力団排除活動の推進を図る。
3 相談活動	(1) 適切な相談活動	○ 暴力追放相談委員に「弁護士、少年指導委員、保護司、警察OB」を委嘱し、面接や電話等による暴力相談を積極的に受理して、相談者の期待に応える適切な相談活動を図る。
	(2) 弁護士・警察との連携強化	○ 京都弁護士会(暴力追放相談委員)、警察本部との緊密な連携を図り、専門的かつ効果的な相談活動を行い、被害の未然防止及び救済を図る。
	(3) 代理訴訟を視野に入れた相談活動	○ 暴力団事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が違法に害されている相談を受理した時は、専門的知識を有する弁護士等と速やかに協議を行い、対応方針を決定する。
4 少年対策事業	(1) 少年を暴力団から	○ 少年サポートセンターと連携して少

	守るための活動	年補導委員の研修会に参加するとともに、被害対象少年及び保護者対策等を効果的に行い、暴力団の影響を排除する活動を行う。
5 受託事業	(1) 責任者講習の実施	○ 京都府公安委員会の委託事業である不当要求防止責任者講習を計画的に実施し、事業所及び行政機関からの暴力団排除の徹底を図る。
	(2) 講習内容の充実	○ 不当要求防止の教本・映像等を利用した具体的な講習を行い、受講者が興味を持ち、理解しやすいロープレ講習や事例を交えた効果的な講義を行う。 また、コロナ禍に対応したオンライン講習の導入を検討する等、社会情勢の変化と受講者の利便性に配慮した講習環境の充実を図る。
6 救済事業	(1) 被害者・協力者等に対する支援	○ 勇気をもって事件情報等を通報し、又はセンターの事業活動の推進に積極的に協力した個人又は団体に対する表彰等を積極的に行い、暴力団排除意識の高揚を図る。
	(2) 貸付金及び見舞金の運用	○ 暴力団事務所の撤去、暴力団組長に対する損害賠償請求等に際し、積極的かつ効果的な貸付金の運用を図る。 ○ 暴力団員等による不法な行為で被害を受けた者には、見舞金の支給による救済支援を適切に行う。
	(3) 離脱者支援活動の充実	○ 平成26年1月に設立した「京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会」の活

		<p>性を図り、協賛企業への加入促進及び離脱希望者の就労等支援を行う。</p> <p>○ 改正した関係規程の積極的な運用を図り、事業所に対する支援の充実及び就労環境の充実を図る。</p>
7 研修事業	(1) 全国民事介入暴力対策大会・研修会への参加	○ 弁護士会主催による「民事介入暴力対策全国大会」「民事介入暴力研究会」等に積極的に参加し、最新の暴力団対策等の研修を受講する。
	(2) 賛助会員対象の研修会の開催	○ 京都弁護士会民暴・非弁取締委員会及び警察本部の協力を得て、賛助会員に対する研修会を開催する。
8 調査研究活動	(1) 暴力団情報の収集等	○ 組織支援活動及び相談活動等を通じて、暴力団に関する各種情報を収集するとともに、意見・要望等を反映させた効果的な各種事業を行う。
	(2) 全国及び他府県センターとの連携	<p>○ 全国センター及び他府県センター主催の研修会等に積極的に参加し、事業活動に反映させる。</p> <p>○ 全国センターの会報等に紹介された効果的な活動は、視察や資料の収集を行い、センター事業に反映させる。</p>
9 その他	(1) 職場環境の整備等	<p>○ センターの保有する個人情報や相談内容は、組織的管理を基本とし、保秘の徹底を図る。</p> <p>○ 自己研鑽と良好な職場環境の構築を図り、府民から信頼されるセンターとして事業を推進する。</p>